峡東ケーブルネット株式会社

番組基準

- 1. 峡東ケーブルネット株式会社は、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、 平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論 を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送 を行う。
- 2. 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多様性など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
- (1) 的確な地域情報の提供
- (2) 正確で迅速な放送
- (3) 健全な娱楽
- (4) 教育・教養の進展
- (5) 児童及び青少年に与える影響
- (6) 節度を守り、真実を伝える広告
- 3. 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。
- (1)人権・人格・名誉
 - ア 人命を軽視するような取扱はしない。
 - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
 - ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。
- (2) 人権・民族・国際関係
 - ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
 - イ 国際親善を妨げるような放送はしない。
- (3) 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

- (4) 政治·経済
 - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎 重を期する。
 - ウ 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らか にし公平に取り扱う。

エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱はしない。

(5) 家庭と社会

- ア家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- イ 公安及び公益を乱すような放送はしない。
- ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(6) 犯罪

- ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取扱はしない。
- イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(7) 性表現

- ア 性に関する事柄は、視聴者に固惑、嫌悪の感じをいだかせないよう注意する。
- イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。
- ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないよう 注意する。
- エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取扱は特に注意する。
- オ 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいの感を 与えないよう特に注意する。
- カ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣裳・色彩・位置などによって、卑わいな感じを 与えないように注意する。

(8) 表現

- ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- イ 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。
- ウ 人心に恐怖や不安又は不快の念をおこさせるような表現はしない。
- エ 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

(9) 広告

- ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

アニメーション等の映像手法について

1998年4月8日 作成 2006年4月1日 一部改訂 日本放送協会 (一社)日本民間放送連盟

日本放送協会 [NHK] と(社)日本民間放送連盟 [民放連] は、1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析・研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に取り除くことはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

- 1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
- 2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
- 3. 規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを1998年4月に示した。

さらに、ITU [国際電気通信連合] において、2005年2月にITU-R勧告BT. 1702 "Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television (テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針)"が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を充分に配慮し、放 送界の自主的な共通のルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

【アニメーション等の映像手法に関するガイドライン】

- 1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
- (1) 「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。
- (2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とする。
- (3) 前項(1) の条件を満たした上で、(2) に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間 に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20パーセント以下に抑える。加えて、連続して2 秒を超える使用は行わない。
- 2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面 転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
- 3. 規則的なパターン模様(稿模様、渦巻き模様、同心円模様など)が、画面の大部分を占めることも避ける。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・ 青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていることが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど"テレビの見方"に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。

以上